

浜田市選挙管理委員会告示第 35 号

令和 7 年 10 月 19 日行 う 浜田市長及び浜田市議会議員一般選挙につき、  
公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 40 条第 1 項ただし書の規定によ  
り、投票所の閉鎖時刻を次のとおり繰り上げる。

令和 7 年 10 月 12 日

浜田市選挙管理委員会委員長   岡   本   正   博

| 投票区                    | 閉鎖時刻   |
|------------------------|--------|
| 第 1 投票区から第 8 投票区まで     | 午後 7 時 |
| 第 1 1 投票区及び第 1 2 投票区   |        |
| 第 1 4 投票区から第 1 8 投票区まで |        |
| 第 2 1 投票区から第 2 4 投票区まで |        |
| 第 2 6 投票区から第 2 9 投票区まで |        |
| 第 3 3 投票区及び第 3 4 投票区   |        |
| 第 9 投票区及び第 1 0 投票区     | 午後 6 時 |
| 第 1 3 投票区              |        |
| 第 1 9 投票区及び第 2 0 投票区   |        |
| 第 2 5 投票区              |        |
| 第 3 0 投票区から第 3 2 投票区まで |        |
| 第 3 5 投票区から第 6 8 投票区まで |        |